

平成 27 年度第 2 回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 27 年 5 月 22 日（金） 午後 7 時 00 分～9 時 10 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

（１） 委 員 菅原良次委員 浜名紹代委員 武田和也委員 立川都委員
水沼絵里子委員 新倉南委員 白石京子委員 富永大優委員
齋藤利之委員 柘植宏実委員

（２） 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
子育て支援課主幹
児童青少年課長
保育・幼稚園係長

欠席者の氏名 長谷川早苗委員 田口正治委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について
- 3 その他
- 4 閉会

1 開会

・会長

皆さん、こんばんは。お忙しい中、平成 27 年第 2 回の子ども・子育て会議を開催したいと思います。きょうの委員の中で、〇〇委員につきましては、ご欠席という連絡が入っております。そのほか、〇〇委員と〇〇委員が少しおくれますという連絡が入っておりますので、委員について、過半数を超えておりますので、これから始めます。

事務局より、議事の内容についてご説明をお願いしたいと思います。よろしく願います。

・事務局

では、私から本会議での議題内容に関しまして、ご説明をさせていただきます。なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音しておりますので、ご承知おきください。

では、本会議での議題内容に関しましては、本日の配付させていただきました「次第」のとおり、まず、2「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について」、そして、3「その他」でございます。

以上でございます。

・会長

事務局より、議事内容について説明ございましたけれども、何か異議ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本会議を始めるに当たり、傍聴希望者がこちらにいらっしゃいますか。それでは、入場をお願いします。

よろしいですか。それでは、配付された資料について、ご説明をお願いしたいと思います。事務局、お願いいたします。

・事務局

では、配付資料について、ご確認させていただきます。

本日配付させていただきました資料は12点となります。

まず、資料の1「東久留米市立学童保育所の利用に係る利用者負担（案）について」でございます。

次に、資料2「新制度における東久留米市立学童保育所運営費補助（基本分）の内訳（理論値）」でございます。

資料3「東久留米市立学童保育所運営費と国庫補助における運営費負担の考え方との関係」でございます。

次に、資料4「利用者負担額月額基準表【旧基準（平成27年3月まで）】」でございます。

次に、資料5「利用者負担額月額基準表【現行（標準時間認定）】」でございます。

次に、資料6「利用者負担額月額基準表【案】」でございます。

次に、資料7「【変更案】各階層における保育料の負担割合」でございます。

次に、資料8「【現行】保育料の負担割合（グラフ）」でございます。

次に、資料9「【変更案】保育料の負担割合（グラフ）」でございます。

次に、資料10「施設型給付の構造」でございます。

次に、資料11「東久留米市における保育所待機児童解消策」でございます。

また、参考資料1点といたしまして、平成27年2月26日付東久留米市子ども・子育て会議資料、資料番号99「放課後児童クラブの概要」も配付させていただきました。

資料の確認等につきましては以上となります。

・会長

ただいま、資料について事務局のほうからご説明ございましたけれども、資料について、何かご質問ございますか。

2 子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について

・会長

それでは、次第2に移らせていただきます。

「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について」に移りたいと思います。事務局よりご説明をお願いします。

・事務局

では、次第の2「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について」、まずは、学童保育所に係る内容について、前回に引き続き、事務局よりご説明をさせていただきます。

・事務局

こんばんは。それでは、私のほうから、きょう配付いたしております資料の1、2、3、そして、最後の参考資料99を使いましてご説明をさせていただきますと思います。

まず、資料1でございます。「東久留米市立学童保育所の利用に係る利用者負担（案）について」ということでございます。

まず、1、「利用者負担について」。東久留米市立学童保育所の利用に係る利用者負担は、国庫補助における学童保育所運営費の負担の考え方及び平成27年度東久留米市一般会計当初予算における学童保育所に係る運営費等から算出される理論値をもとに、月額6,600円とする、ということでございます。これにつきましては、次の資料2のところで、まず、ご説明をさせていただきますと思います。

ここに書かれてありますのは、以前にもお配りした部分がございますが、まず、学童保育の定員ごとになっております健全育成事業費、そして、250日以上開設しているための開設日に開設日数加算というものがおります。そのほかに、3月のときに資料としてお配りしたときには、3段目のところには、障害児加算の分の費用が掲載されておりました。これにつきましては、障害のあるお子様を受け入れたとき、受け入れている施設とそうでない施設、そしてまた、その年によって変わってきますので、直接、開設するときの運営費から除かせていただいております。

そして今回、資料の2のところにあります右側の長時間開所加算額（長期休暇等分）と書いてありますけれども、これにつきましては、学童保育、当然、平日の部分と、土曜日そして夏休みなど、8時間を超えて夕方まで預かる分という形でやっているわけでございます。これにつきましては、年間平均時間の部分として、8時間を超えている場合の年間平均時間、いわゆるオーバー分ですね。それを計算したときに、加算がつくものでございます。これにつきましては東久留米で計算した場合、0.89時間、ちょっと端数が出ますけれども、0.89時間、年間平均で、8時間を超えて預かるという

形が計算上、出てきておりますので、それにつきまして、今回、この資料2のところで1学童につき11万6,590円、年額でこの部分を加えております。

この3つの部分が直接、学童保育所を開設しているところに生じる費用ということで計算をさせていただきました。そのトータル額が補助の額でございますけれども、一番右端ですね。8,348万3,800円と数字ができてきております。これにつきましては、既に資料99のところでもご説明しておりますが、国と都と市、3分の1ずつ負担という形でございます。

そして、この利用者負担のところにつきましては、次の資料3をごらんくださいませ。今ご説明しました八千三百何がしという数字、そして、国負担、都負担、市負担の部分の内訳につきましては、この資料3の左のほうに①、②、③と書いてございますが、ここに載せて書いてある形でございます。そして、国の考え方としましては、この国庫補助基準の公費の負担額、これと同等の額を利用者負担という考え方という形で示しておりますので、この8,348万3,000円、これを利用人数、定員人数で考えますと1,040人で割り、また、12カ月で、1年で割りますと、平均6,689円となってきました。その辺を端数処理をした関係から、資料1に戻っていただきますと、ここで言う月額6,600円という数字が導き出される形となります。これにつきましては、前回のところのご提示しております数字と変わったところにつきましては、今、ご説明しましたように、障害児加算の部分を取り除き、今回、長時間開所加算額、これを加えて再度計算した結果、月額6,600円という数字が出てきた状態でございます。

それから、資料1の2番目、「多子軽減について」。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担における多子世帯への軽減、これは保育園などの層が中心でございますが、これにかんがみ、同一世帯で学童保育利用児童が2人以上の場合、利用者負担は第2子について月額基本額の半額、いわゆる6,600円の半分、3,300円、そして、第3子以降を無料とする。これは幼稚園、保育所なんかの考え方、第1子の額があり、第2子は半額、そして、第3子無料と、これと同じ考え方を示させていただいた状況でございます。

これに基づきまして、学童保育にかかわります利用者負担の案につきまして、まず、基本額としては月額6,600円、そして、多子軽減として、第2子の方については半額の月額3,300円、そして、第3子以降の方を無料という形の考え方ということで、今回、案としてお示しさせていただくことになりました。

以上でございます。

・会長

ただいま、事務局より詳細にその金額のご説明がございましたけれども、何か質問があるでしょうか。

・事務局

ただいまの事務局の説明のところでも触れさせていただいたんですが、前回の会議で、委員より資料の99、「放課後児童クラブの概要について」の読み取り方について、再度確認の依頼がございましたので、その回答を申し述べさせていただきます。

東京都の福祉保健局の子育て事業の係に問い合わせたところ、「運営費における国の国庫補助基準額を決めるための考え方を示した表でありまして、保護者負担2分の1を自治体に強制するものではありません」という回答をいただいたところです。事務局としましても、これまでお示ししている資料の中で記載のとおり、学童保育所の運営費と国庫補助における運営費負担の考え方ということでお示しさせていただいております。当初の認識と異なるものではなかったというところでございます。

委員の皆様ご承知のとおり、学童保育所については、利用者からいただく利用者負担額と、国、東京都、市の負担金とで運営しておりますので、資料99の国庫補助における運営費の負担の考え方というものが、利用者負担の適正なあり方を検討する上で指標となる考え方であると、水準であると考えているところであります。補足でございます。

以上でございます。

・会長

ありがとうございました。それでは、引き続いて会議を進行しますが、ただいまの説明について質問ありますか。

・〇〇委員

99の資料を探していて、最初の説明がちょっと、「問い合わせたところ、保護者負担の2分の1が」の次は、すみません。

・事務局

繰り返しますが、回答の中では、運営費における国の国庫補助基準額、これを決めるための考え方を示した表であって、保護者負担2分の1を実際に強制するものではないという回答でございます。

・会長

よろしいですか。それでは、ほかに何か質問ございますか。

・〇〇委員

現在の学童の利用料、これから話し合う新制度における、例えば制度の利用料ですけども、今までの制度の中での5,000円は、これはどういう内訳というか、これをもう一回教えていただいとるか、どういう基準。今回はこういうのがあって、そういう形でこの金額でやりたいと。今までの学童保育の、例えば制度とか、その段階での5,000円という金額の根拠というか、そこら辺をちょっと教えていただきたいんですが。もう一回確認の上で。

・事務局

この5,000円につきましては、平成8年ですか、そのときに決めた部分でございます。その当時の経済状況もいろいろあると思えますけれども、当時、直接の細かい

部分は定かではないですが、当時はまだ、国の考え方の部分がまだ定まってない部分があったのではないかと思います。

保育園の保育料のように、国基準の保育料というものが決まっておらず、今回のように、国のほうも「幾らだよ」ではなく、いわゆる負担の割合の考え方を示している状況でございますので、その辺の額自体は決まっておなかったけれども、多分、26市の状況とか、当時の補助体系の中から決められたのではないかと。ちょっとその辺は、細かい部分は見てないんですけども、最近の状況を見て、これまでの間を見てきますと、よく用いていたものが、26市の平均というような言葉を使ったりとか、現時点でも見ますと、26市、ほぼ横並びということがありますので、国基準の保育料の額というものが定まっておなかった関係から、多分、近隣の状況を見ながら決めたのではないかなと。

当時の記録なり、そのときのものを見てないので詳細はわかりませんが、今までの数年なりを見てきますと、26市の平均なりを、他の地域を見ながら決めてきていることが多々ありましたので、そんな状況の中で決めてこられたのかなと。要は推測でございますけれども、そんなような状況で考えております。

・会長

どうでしょうか。いいですか。

・〇〇委員

今、月額 5,000 円のところを 1,600 円ふえたのは、どういうふうに、子どもたちや保護者に、その 1,600 円はどう還元されると考えたらいいですか。

・事務局

1つの考え方としては、十七、八年前ですか、平成8年のときに既に5,000円で、そのときから同額でずっと来ておりますので、その間、運営費についても、市のほうで支出していることがございましたので、持ち出しが、市の負担が当然ふえてきている部分で、平成24年のときの社会福祉審議会のときの利用料の見直しですね。そのときも、結果的には、見直しがされないままで来ておりますので、実際、既にいろんな費用を市が負担をして出していた部分がございますので、もう当然、この前の資料もごらんになっていただいておりますけれども、市の負担がかなりふえてきているので、その部分の先行投資ではないですけど、その部分もあり、また今回、国の考え方を示させていただきましますように、国の1つの考え方の部分で金額を設定させていただいております。そして、この費用につきましては、さらに4年生以上6年生まで拡大しておりますので、今後、さらに対応していくための費用として活用するというところで考えております。

・事務局

私のほうから少し補足をさせていただきます。

東久留米市の子ども・子育てという行政ということ考えたときに今、学童それか

ら、この後また保育料ということで、ご審議やご意見をいただくことになりませうけれども、私どもの基本的な考え方としては、当然、ご負担をいただくわけですけれども、そうした負担については、いわゆる子育て施策のほうに必ず反映をさせていくという考え方、これが基本でございます。

それらが、どのようにお伝えすればよいのかとありますけれども、例えば、お子様一人一人の個々ということでとらえていくと、例えばね、私の子どもが学童に通っていて、これから利用料が変わっていくかもしれない。そういう中で、本当に、そのところに目に見えた、いわゆる何というんですか、今までと違った何かサービスがというようなところで、目に見えたものが出てくれば、それはそれにこしたことはないんでしょうけれども、まずは今、私が申し上げたいのは、そういったことを今後、子育て施策全般に反映をさせていきながら、少しずつではあるかもしれませんが、そういったところでの充実をしていく、これが市の考え方ということで、ご理解がいただけるかどうかわかりませんが、まずはそういう考え方でございます。

・会長

はい、どうでしょう。よろしいですか。

・〇〇委員

市の負担がとてもふえているという説明がありましたけれども、そうすると、今、子育て支援のことをずっと検討している会だと思ったんですけども、子育てに支援が、保護者としては当たらなくなるんだなというふうに考えざるを得ないし、同じ5,000円でも、ソフト面ですごくいろんなことが今までと違って、状況が悪くなって、子育て支援がされてないんだなと保護者が感じている中、ここに5,000円のところ、1,600円の上乗せですよ。それをして、どこに保護者が「東久留米で子育てしてよかったな」って、どこに信頼を寄せるのかということが私には全くわかりません。もう少し説明がほしいということと、保護者に対する説明も欲しいなと思います。今の説明だとよくわかりません。

・事務局

より具体的にということのご質問かと思っておりますけれども、今、私が申し上げたように、事務局が申し上げたのも、この資料に基づいた、新制度におけます学童の状況等を踏まえながらご説明をさせていただきました。新たな新制度での枠組み、これは平成8年からの話もありましたけれども、当時とある意味、大きく違っているのは、法的な位置づけも含めて、児童福祉法の中の位置づけであるとか、それから、放課後児童健全育成事業という、この事業としての位置づけがしっかりとできていて、さらに、この新制度における国の枠組みなども明確に示されたということが27年4月スタート時点なわけですね。

それに基づいて、では、こういった新制度の枠組みに対して、東久留米市の状況を加味しながら、1つは、今年度27年度の、いわゆる経費の予算ベースの内容も整理をしながら、これらに対して、一人当たりの適正な負担料というものを精査をして、今

回導き出したものをご提示をした内容です。

これについて、サービスがどのようにということは、さっき私が申し上げたように、より具体的に、例えばこれがこういうようになるんだということを、すぐにも明示をできる、あるいは、目に見えてそういったことが出てくれば、それにこしたことはないんですけども、まずは、今現状のところの学童、そのほかにもございますけれども、この子育て支援施策に対して、これらの現状をさらに維持をしながら、また拡充をしながら充実をすると、これが現在の私どもの考え方なんです。

ですから、そのところが、より具体的に今、「これがこうなる。あれがこうなる」というようなことを具体的に明示はできませんけれども、まずは、そういったところで私ども、しっかりとこのことに関して充実をさせていく、こういう所存であります。

・〇〇委員

ちょっとすみません。お聞きしたいんですが、私も学童のことも余りよくわからないので、的外れだったら申しわけないんですが、その月額がふえて、例えば、おやつとかが学童の子どもたちに一人一人行きわたる量が、例えばふえるとか、そういうようなことというのは、特にないでしょうか。

うちは上2人が川越で育ちまして、川越の学童は月 3,000 円、市のほうに払って、後は学童に 6,000 円ぐらい納めてたんです。だから、月額として、保護者の負担は 9,000 円とか 1 万円とか、そのくらいかかってたんですが、学童に納める分というのは、本当に学童の行事とか、後はおやつとかの代金で、子どもに話を聞くと、「そんなにおやつ出るの」というぐらい、すごくおやつが出てたんですが、やっぱり、1 年生のうちは「ちょっと多いかな」という感じもしてたんですが、3 年ぐらいになってくると子どももおなかがすいてくるというのもあって、「やっぱり、そのぐらいの量があってもいいのかな」みたいな感じの感想ではあったんです。

今、東久留米で、1 年生で、一番下が学童に行っているんですが、話を聞くと、「すごくおやつは少しだ」という話を聞いて、何か私はちょっと仕組みがよくわからないんですが、だから、学童の月額が安いのかなというのがあったんですが、ただ、そればかりではなく、今度、月額が上がっても、子どもに直接、そういう行事なりおやつなりという、そういうので、何か子どもにすぐわかるようなあれがあるのかなとは思ってたんですが、特にそういう、例えば 1 人の学童当たりに対して、おやつの話ばかりで申しわけないんですが、おやつがふやしていいですよとかお金をこれくらい使ってあげてくださいとか、そういうのがあるのかなあというのが、ちょっとお聞きしたいところだったんですけど。

・事務局

今、よりわかりやすいご質問をいただきました。それで、本当にさっきも申したように、そういうより具体的なサービスといったところで、こういったところがこのように変わったといったところが、現時点でもお示しをできる、あるいはお伝えできるということであれば、本当にそれにこしたことはないと思っているんですけども、今の現時点では、その具体的な内容というのは、なかなかちょっとお示しできないと

ころは大変申しわけないというところがあります。

それから、先ほど来、事務局が説明した内容というのは、いわゆる現行の新制度、この4月から始まった新制度の1つの枠組みと申しますか、こういったことに基づいて、大きく新たな制度という形でスタートしました。

平成8年のころの話もちよっとお話をしながら、また、委員からも当時の金額のご質問ありましたけれども、先ほど事務局が申したように、当時の料金の設定、利用料の設定ということは、本当に事務局が申したように、これといった根拠をもつての、今回みたいに、国も含めた明確な枠組みの根拠みたいなものが明示をできてないころの背景はありましたけれども、そういう中で、平成8年から約20年近くにわたって、学童保育所を定額のご負担で維持をしてきた背景があるんですけれども、そういう中で、一度、利用料の関係は改定に向かって議論したこともあったんですが、結果的には、まだ、その議論の結果が反映できないということの経過があります。

そういう中で今回、この新制度をきっかけとして、その料金体系も含めて、考え方が明確になりましたので、それに基づいて現在の東久留米の状況を、いわゆる27年度というところの枠組みで整理をした結果として、私どもは、この今回の、皆さんに、今、ご議論いただいているところの諮問という形で、諮問書のほうにも述べましたけれども、今、こういう新たな枠組みの中での、いわゆる利用者の適正な負担のあり方ということ論じるときの1つの考え方として、こういった利用料を導き出したという、こういう経過なんですね。

ですから、これに関して、今、私どもは今後も、これからも今、議論をいただきますけれども、この利用料というものを、最終的には、答申という形でいただく段階で、その結果をいかに、また新制度の中のサービスのほうに充実をさせていくかというのはしっかりと考えて、また実施をしていくという、こういう所存なので、その辺のところは何といいますか、ピンポイントの、本当にこういうサービスがということがこういうふうに変わるということが、ちょっと今、そういった点では、はっきりとお答えできないというところを、少し説明させていただいたところですよ。

・〇〇委員

社福審のときに、私はそのときには委員ではなかったんですけども、やっぱり5,500円ですよ、あのとき出たお金が。お金をかけていろいろ論議して5,500円って一定程度の線が出ていて、結局そうなると、子ども・子育て、この新システムになったから、「なければ学童は5,500円だったのに」ってね、保護者は当然思うし、「目に見える形の、お金がどう反映しているというのがなかなか見えない状況です」という説明は本当に無責任です、そういうような計画が、やっぱり無理があるんじゃないかと思えないし、4年から6年生まで学童が広がるというけれども、新しく施設を増築するという話はこれっぽっちも、増築の「ぞ」の字も出てない状況で部屋を借りてみたいで、だれも保護者がそれを納得している状況でもないし、これから子育てする保護者に対しても納得できるものではないと私は思います。

もう1つ、そういった意味で「適正な負担の金額だ、適正な金額だ」という、その「適正」というのはだれにとって適正かと考えたときに、それは、行政側から見る適

正であり、でもやっぱり、子育てする市民のみんなのために考えるための会だと思っていたんですけども、その視点が全くないし、6,600円という数字を何か普通に、今まで5,000円だったのに1,600円アップしたのは普通にここに提案されているというのとってもびっくりだし、やっぱり、保護者や市民に納得できるものが反映をしないわけにはいかないんじゃないかとしか思えません。

今は、本当に学童の中で去年までやってたようないろんな実践やソフト面も減っているし、保護者が一番心傷つき、子どもがすごく残念がっているのは、「行事が1つ減った、大きな行事が減った」ということで、それもどういう事情からそうなったかわからないけれども、ソフト面の充実はすごく縮小していると考えている中で、1,600円上乗せで、「特に反映することも説明できません」というのはとても無責任であるし、ここの会議の委員として、胸を張って「このお金はこういうわけで、こういうふうに使われるからこうです」と、私は説明をする立場になってくるんだろうと思うけれども、きょうの会議の話だと、やっぱり何も見えない。見えないのは「見えません」というご返答なので、やっぱり見えない状況で、そのままこの会議の結論として持つていくのは余りにも乱暴じゃないかと思わざるを得ないし、これは、私個人の意見というよりは、学童の保護者代表として、今の説明をすれば、どの保護者も納得いかないし、この怒りの声は、黙っていられないだろうと思います。

今でもぎりぎりで、行事のこととか、本当に文句があちこち出ている、学童連絡会でそれをいかにおさめながら、「でもね、でもね、学童の先生はこうでしょう。実際はこうでしょう。東久留米の学童はこうでしょう」って、一生懸命、火種を今はね、中へ入って「まあまあまあまあ」と言ってるんだけど、もう私には抑えられない状況なぐらい、利用者にとって、適正な金額とはやっぱり説明がつかないので、もう一度説明できるように考えてもらいたいと思います。

・事務局

もう一度私が申し上げたいのは、まずは、大変言葉としてご理解をいただきながらお聞きいただきたいんですけど、利用者にとっての高いか安いかということは、もちろん大事な視点ですけども、私どもが再三申し上げているのは、今回は、この新しい制度の枠組みとして、それで今回、この新制度における利用者負担の適正なあり方という視点に立ったときに、いわゆる国から示された内容とか、今回、この新制度に位置づけられたいろいろな状況を加味しながら、また、現状の学童保育で実施している内容を、27年度といたったところに、いわゆる精査をした結果として導き出したものなんです。

先ほど、社福審の関係もちょっとございましたが、これは、社福審の内容に関しては市議会、議会という場で、これはいろいろと議論があったけれども、結果的には、議会のところで否決をされた結果なものですから、これは、いずれにしても、皆さんご承知のとおり、議決機関の市議会の結果ということは、民意が反映されているというふうに、通常はそういうふうに申してしますので、そういったところでは、一定のルールを経て現行の5,000円がそのままになっていたと。これは5,000円が5,500円になっていたのということではないというふうに、そこはそうのように理解をしていた

できればというふうに思います。

それから、いろいろ委員、いろんな立場でおっしゃってはおられましたけれども、やはり、私どもはこの場で、これは私たちが利用者、いわゆる適正な負担のあり方についてご諮問申し上げ、議論をお願いしているといった、そういう状況と申しますか、そういう現状なんですね。そうしますと、私たちはより客観的に、また今の現状を十分勘案しながら、その資料等を皆さんにご提示しながら、今の現状を知っていただき、また現在、事業を運営するに当たってどういった経費がかかっているか。そういったところから、いろいろな資料をもとに皆さんに説明をし、では、その諮問にありますように、本当に適正な負担のあり方ということをごどのように見ていくかということをご議論をいただいていると。

そういったところで、非常にいろんな意味、あるいはいろんなお考え、また、いろんな意見あって当然なんですけれども、やはり、利用者の立場からしての現行に対して、それがやはり、「非常にこれは到底相入れない」というようなお考え、多々あるんだろうと思いますけれども、私たちの今申し上げたいところは、あくまで、現状に対しての利用者負担の適正なあり方ということをごどのように客観的にお示しをし、そしてその意見をもらうかと、こういったところの整理の仕方ということで、そのところは、一定の説明をさせていただいたということなんです。

・事務局

学童だけでなく、これ保育も一緒なので、ちょっとここで私のほうから説明させていただければ。当然のことながら、子育て支援というのは学童保育だけではないです。子育て世帯というのは、学校で学童に通っている子だけではないです。

そんな中、先ほど事務局からご説明させていただいたとおり、一定論の補助金の考え方からすれば、ここの部分というのは、利用者の方に負担していただく形で、国としては補助金を考えてますよと。それは2分の1の部分だったんですけど、それにかんがみれば6,600円と。現行5,000円で、じゃあ、その差分はどうなっているのかと。それは一般財源と言われる市の持ち出しでやっていると。先ほど、事務局からご説明させていただいた子育て支援策にあてがっていきます。

子育て支援策というのは、あくまで学童だけではないんですね。〇〇委員がおっしゃることは利用者の方が1,600円上がったんだから、何か変わらなくちゃいけないのではないですかと。それが具体的に、学童の何が変わるためにこれ、1,600円アップなんですよというご指摘だと私は聞いたんですけど、ただ一方で、その1,600円アップしたものを、事務局の説明は、子育て支援策、いろいろある中で、例えば、保育であれば待機の解消という命題を抱えてますから、例えば、待機児童を解消していくということに関しても、市としては一定程度の財政負担があるわけですね。例えば、そういうものに充てていくといった形の中で、ただ、今の現時点で、じゃあ、どこに充てるんですかと。待機児童解消に充てるんですか。いやいや、それとも違うところに充てるんですかというところは、そこについては、子育て支援策いっぱいありますから、いろいろと。そういった形の中で、今現在のところは具体的には申せない、明言できませんが、そういった子育て支援策に、そうやって、学童保育料がアップしたものに

ついてはあてがっていききたいと、そういった考えを事務局としては持っているというご説明をさせていただいたんです。

保育に関しても、じゃあ今後、保育料が上がったものは、各保育園の何に還元されるんだというご指摘があるかもしれないんですけど、私どもとしては、これ、保育料の説明をするときにご説明をしようと思えますけど、待機児童がいる中で、やはりそういった解消策にあてがっていききたいと、今回の保育料の部分はこの考え方。待機児童解消策全般にあてがっていききたいという考え方を事務局としては持っているということでございます。

・〇〇委員

もちろん、そんなのは当たり前のことで、1,600円の具体的に「幾らが何で、幾らが何で」とかいうことではなく、子育てのみんなのためにとするけれども、それだけでも、学童でも、ソフト面がよくなるはずなんですよね、そうなる。みんながみんなのためにとすることで、その場合、学童の場合は4年から6年という大きなものがある、27年度にそれがスタートしたということは保護者もすごく期待をしているし、ただし、それをどう受けとめるかということについての施策が空き教室という、空き教室等の利用ということで、何の具体的なこともわからないし、本年度、現に待機をしている子どもたちがとってたくさんいるということを見ると、みんなが我慢してというわけじゃないけれども、余りにも、学童の施策に対して保護者は納得し得ないと。

いろんな物価も上がっているしとか、いろんなことも保護者ももちろんわかっているし、自分たちのためじゃなく、いずれ、自分の子どもが大きくなって子どもを産んだときに、子育て支援が本当に充実しているかって、もちろんそういうこともわかっているけども、それにしても、学童の何が進んだのかという、何が充実したのかというのがソフト面ですごく後退しているのに、プラマイゼロにも思えない上にお金も上がってということと考えたら、一体どこが子育て支援なのかというのを思わざるを得ないんじゃないかと思うんです。

だから、上がったのが、こんなに素敵なことありますよという説明をしてほしいなんて思っていないけれども、それにしても、余りにも、「保育待機児解消にも使われるし」って、そんなお母さんたちだっただけのことだし、だけれども、学童の今の現状を見ると、余りにも明確でもないしお粗末だし、おやつのことなんて本当にもうね、びっくりするおやつを食べてるけど、「それはね、それはね」と思いながらですし、だけれども、それでもここの会議で話し合っただけで、何が充実したかというのが少しでも言えない状況だし、言えないですということなので、一体それでいいのかな、それでいいのかな。

ニーズ調査、アンケートをとっている中で、東久留米はみんなから意見を聞きましたよね。自由欄を設けて、私が何かといたら、いつもあれを読みながら、これに協力してくれた市民がいるということと、これを分析してきた、はたから支えてくれる人たちがいて、こういうのを集めたというのが、私たちのこの会の本当はあれが財産だと思うし、あれを100%こたえられないけど、少しでも前進できる方向にと思うけ

れども、今の学童のことを考えると、何年かたったら、学童が大きくなってとかいうのが全く見えてないので、やっぱり納得できないと思うのは当然なんじゃないか。私は、学童連合会の代表、保護者代表で出ているので、もちろんそういうスタンスで発言をするために任命されて、そのために私は来ているので、そういう発言をしているつもりです。

以上です。

・〇〇委員

先ほどの事務局のほうでは、今回利用料、こういう金額でやってきて、僕らから言うとう値上げですね。そちら側で言うと、値上げではなくて、新制度の枠組みの中での対応だったんだということも、利用者から見れば値上げなんです、どう見ても。ただこの中で、子育て施策全般に反映したところが市の考え方であるということ为先ほどおっしゃってました。

ただ、これを実際に、具体的に今示せない。それがどういった形で、どういったシステムでやっていくお考えなのか、そこら辺がちょっと見えてこない、例えば、今回の私たちの子ども・子育て会議は、一応8月で終わるわけじゃないですか。この利用料とかをやった後で。それがその後、事務局がおっしゃってた、そういった内容に関しては、例えば、また違った形で、次の子ども・子育て会議なり、あるいは社会福祉審議会の子育て支援部会、こういったものの中で継続してこういうことをやってきますよという部分の見通しがあるのかとか、やっぱり、そういった部分の見通しのところ、そこはどうなんでしょうか。今明らかにできないとか、そういった部分でいうと、どこでどういうふうに考えていらっしゃるのかなということですよ。

・事務局

今のご質問のすべてに対してのご回答ということにはならない部分もあるかもしれませんが、この子ども・子育て会議につきましては、議論をいただく内容としましては、当然、市長の諮問事項があれば、それに基づいて、条例に規定されている内容をご審議いただくというのが1つあります。

また、3月に子ども・子育て支援事業計画、こちらを策定させていただくに当たって、この子ども・子育て会議でも、答申という形でいろいろ長い時間をかけてご審議いただいた計画の答申を立てていただき、また、それにかかわる進捗状況の管理や、そういった評価に当たる点、そういったものもご審議いただくというのは、予定をしているところでございます。

先ほどの〇〇委員のご質問のところにもちょっと触れさせていただきますと、先ほど、確かに高学年のほうで、新制度に当たって新たに入所できるようになったという、当然、待機児童もいらっしゃるというのは認識しているところではありますけれども、例えば、3月の会議でお示しさせていただいたものに関しては、高学年でも30人近くの、学童保育所によって違いはありますが、入れた方もいらっしゃる。

そういったところ、ニーズに基づく改善点というのも当然、新制度におきましてはございますので、それを踏まえた予算と、国の考える学童保育所の運営費と国庫補助

の考え方との関係として、きょう、お示しさせていただいた 6,600 円という案があるというをご理解賜ればと考えているところです。

以上でございます。

・会長

この件についてないですか。ほかの委員の方の発言、ありますか。

・〇〇委員

私は、どちらかという、どちらの立場でもない、客観的な意見になると思うんですが、5,000 円という値段そもそもが安いかわいかわいという、他市と比べて決して高いとは思わないし、むしろ、すごく安いというふうに思っております。今、平均等聞いてますけども平均か、もしくはそれ以下だと。つまり、言い方は悪いんですけども、これまで市が頑張ってきたという言い方もできるのではないかと私は思うんですね。

確かにこれ、5,000 円がベースで 1,600 円アップとなれば、そこだけ見れば上がったねという話になるんですけども、先ほど、川越のほうは実質 9,000 円だということもあるし、そういうことをかんがみると、金額で言えば、今まで 5,000 円は東久留米が頑張ってきた証拠ではないかという見方もできると。

もう 1 つ大事な観点というのは、継続性のことだと思うんですね。結局、僕の子どももそうなんですが、じゃあこれから学童を利用するといったときに、今、じゃあ頑張って 5,000 円のまま続けて財政が破綻して、待機児童も解消できないまま進んでいったら、今後じゃあ、僕の子どもであるとかが、そこに学童が存続できないというときに、じゃあ何をベースにその基準を考えるんだといったときに、今、市のほうでお示した、ある意味、国の基準に準拠して、こういう理由でこうなんで、申しわけないけど、今まで市は頑張ってきたけども、これ以上体力がないと。申しわけないけど、新制度移行と同時にこの金額でやらしてくれというスタンスが僕は妥当じゃないかなというふうに、そういうふうに思うわけですね。

・〇〇委員

私も第三者的な話なんですけど、金額だけで言うと、適正かどうかといいますと、おやつ、例えば飲み物と何かお菓子が出てるんだと思うんですけど、それだけだって 1 日考えたら 200 円ぐらいはかかっているはずで、今、二十何日間かですかね、土曜日もあるんですかね。だとしたら、その 6,600 円というのが、そんなに不適切な金額ではないんじゃないかなというのと、十何年変わってないとお話でしたけど、私の子どもは今、二十歳と 17 なので、ちょうど学童行ってるころも、その金額からむしろ変わってなかったんだとびっくりするぐらいです。

後は、先ほど何人かの方からお話あったと思うんですけど、今年度から大きく変わる事として、目に見えて変わる事としては、4年生から6年生までも学童に入れるというところでは、確かに、空き教室を使うというところなんでしょうけれども、ハード面はそんなに金がかかってないのかもしれないですけど、例えば、それにまつわる手続だったり、あるいは見てくれる人たちのお給料だったり、そういったもので

必ずお金はかかってくるころなので、その辺が、4年生から6年生の人たちだけに負担してもらうものでは当然ないので、今後に向けても、やはりみんなが負担していかなくちゃいけない。負担という言い方は変ですけども、適切な金額を払って適切に進めていくのが妥当じゃないかなというふうに思います。

・〇〇委員

私たち、去年までは家庭福祉員という制度で、一律3万7,000円、親からいただいでいました。ことしから制度が変わりまして、それを5人私は預かっていますが、1人前より上がったけど、後の4人は下がりました。親のほうは「大丈夫ですか」と私に心配してくださるんですが、「それなりの補助金を前よりずっといい形でいただいているし、大丈夫よ」と言っているんですが、それがさっきおっしゃった子育て支援で、全体でいろんなお金が出ている中でこちらにも回していただいているんだなと思うんですね。だから、学童も一律だから高いと思ったりするのかなあとも思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

・〇〇委員

〇〇委員のお立場が非常にそういうお立場で来られているのを承知しているので、こういう意見を言うのは非常にづらい部分もあるし、お考えを察するところもあるんですけども、今、手元に、皆さんの資料でもあったと思うんですけど、108の資料を見ていただきますと、間食費を含む育成料の最高額というところで、平均が6,093円というものが出ているわけですね。そのあたりをかんがみると、これまで今、〇〇委員のほうからもあったように、十数年間市は頑張ってきたというところの中で、新制度移行に合わせて、もしなかったらあれなんですけど、今、「26市の放課後児童育成事業の育成料等について」という今、資料がここに、手元にあるんですけども、そのあたりで6,093円という。東久留米市も「間食を含む」の中に入っていますので、育成料の中に「間食を含む」というところも入ってますので、その辺をかんがみて。

もちろん、だからといって、6,600円になったからいいというわけではなくて、当然、市のほうは市のほうで、政治判断としてどこに選択と集中をするかという全体のバランスを見て決めることだと思いますので、当然のことながら、〇〇委員がおっしゃるように、ソフトの面で落ちるようなことがあってはならないでしょうし、そのためのこの会議でもありましたけども、研修をしていくであるとか、そういったものを随時進めていっていただきたいというふうに思ってます。

再三申し上げますように、今後も待機児童を減らすために、この学童という制度が継続していくためには何を優先的に考えて、かつ平等に継続性を念頭に置いたものを考えていくかというところで、〇〇委員のお立場の中で皆さんにご説明しあげるのは非常に苦しいと思いますけれども、そういう他市のところも含めて、1つの参考資料としてご提示いただければご納得いただける一助にはなるのかなというふうには思います。

・〇〇委員

そうなる、いつも前から言っているんですけども、せめてね、時間をね、土曜日4時15分ですよ。土曜日、仕事をしている人もたくさんいるのに、平日と同じ、この前いただいた資料だと、4時15分というのはかなり条件が悪くて、曜日関係なく、長く5時までというところも多いし、朝のことですけど、8時半から8時15分になったというのは本当に画期的で、夏休みに、家族が両親、仕事に行っているのに、1年生の子が鍵をかけて行かなければいけなくて、それができないから、親御さんが子どもを連れて、どこかのところで子ども同士で待たせて、「みんなで行け」というようなこともやっていたという話を聞いています。

それが8時15分になったけども、やっぱり8時15分だとね。どうして8時にならないのかとか、土曜日がどうして4時15分なのかというのが、そこが少し変わるだけでも、そういうふうにならね、今まで自分たちが言っていたことが変わったなということと、今、延長時間が入っていないということで、お迎えに、6時なので、6時から真っ暗で帰すのは心配だから、帰ってくるのは親御さんが7時だったり8時だったりするおうちでは、お金があれば、そこで二次保育をしています。してないところは、6時にひとりで帰らすのは心配だから、5時にお友達と一緒に帰らせて、そのかわり、一人ぼっちで冬寒い中、ずっと待ってるという状況を考えると、延長については早急の課題だと思うんですけども、そのニーズはもう毎年毎年届けられてるし、ニーズ調査でも出ているし、けども、そのことについて明言されてないしということを見ると、やっぱり、朝の8時15分を8時に問題と、土曜日の4時15分までしか預かってもらえないことと延長ということは、その6,600円に、そのことがあれば、「ああ、そういうことなんだな」って思えることなんじゃないかなと思っています。

それと、何度も言っているけれども、6年生までの待機児が出ているんですけど、その表を見ても一目瞭然で、小山学童の子どもたちの待機が一番多いのはなぜかというと、私が、4年生以上申し込むことができるということを小山学童のお母さんたちに伝えたので、昨年度の3年生のお母さんたちがニーズに応じて申し込んだ次第です。

ほかの学童については、広報にちらっと書いただけで、あの説明では本当にわからない状況で「学童ってまだ大丈夫なの」ということがあったので、やっぱりそこは、潜在的な待機児がたくさんいるというふう読み取るべきであり、そうなる、4年生から6年生まで学童がスタートすることについても不安があり、そういうことも、条件を整えば、保護者も「必要があればお金を払う」とアンケートでは答えているんです。他市の6,000円のこと、何々市は7,000円だし、何々市は8,000円だしという資料も、もちろん保護者はわかった上で、でも、今の条件で、ざっとこういう延長のことについてというのはとても大きいことと、4年生から6年生まで本当に預けられるのかという、最低限の要求にきちんとこたえられるかということを見るとどうなのかなと思っています。

保護者もばかじゃないので、5,000円、やだ、お金払いたくないとかなんて、だれも考えてないんです。何かが少しでも変わればそこは納得できる。今の5,000円のお金でやっていけるほうがありがたいという保護者が大半なんです、それは。だけれども、ふえるのであれば、朝の8時15分をせめて15分とって、親のニーズなんてね、ほと

んど些細なものなんです。延長やってほしいとか、それにやっぱりこたえていってほしいなと思っています。

以上です。

・〇〇委員

学童のことはわからないんですが、実際、実態調査として、5時までの学童の利用者がどれぐらいとか、それから、先ほどから何となく感じるのは、毎日来ない子もいるんだろうとか、そこら辺の実態調査をまずは優先されて、パブコメの意見だけでは、みんなが意見を出すわけではないです。パブコメの保育所や幼稚園関係の意見の中で、幼稚園の保護者というのはほとんど出してませんから、あれが全員の考え方と考えるのは間違いだと私は思うので、逆に、今現在、学童を利用している保護者の方に、実態として週に何回ご利用になり、実態として5時まで、6時まで、本当は6時半まで希望とか、そういうのをきちんと児童青少年課のほうで把握されて、それで、その割合によってね、少数であれば、人を長時間雇用するというのは、まして、遅い時間というのは、非常に雇用するほうが厳しいです。

うちの幼稚園なんかは19時までやってますので、そこら辺の人を雇用することが、市がやっても同じだと思うんですね。みんな帰りたいたいです。自分の子どもがおうちにいる時間にはね。その時間、働いてもらう人を雇用するというのも考えると、値上げして、なおかつ、時間外にお金がかかるというのをお怒りになるかもしれないけど、何となく、〇〇委員のお話を聞いていると、そこにお金がかかったとしてもそういう制度をきちんとつくってもらえればという気がするので、それにはやっぱり、実態調査をきちんとして反映していくというのが、本当の意味での子育て支援。みんなが一律、全員でもない。大体2割ぐらいの人しか6時半まで残らないのに、全員が一律という、そういう考え方を改めたらどうかと思うのと、やっぱり、これからの保育所の保育料等、やっぱり所得に応じてという考え方もね。学童についても、大変かとは思いますが、そういう考え方を入れていかないと、負担が大きいというふうを感じる方がいらっしゃるんじゃないかなとは思っていますので、そこら辺もご検討いただければと思います。

・会長

今の件、どうですか。事務局、お願いします。

・事務局

出席の関係というのは、時間の、何時に帰ってお子さんがいらっしゃるかどうかというのでございますが、出席の関係については当然、毎回先生、指導員のほうで確認して出てきてますので、平日のところと土曜日というところも統計ではとってるんですけど、今、〇〇委員がおっしゃった5時で帰るかどうかという、学童の現場では当然、毎日、日々確認してますが、それが統計上とってない部分がありますので、それは、おっしゃる部分は、1つの考え方はそうかなあと。1つのおっしゃる意味は理解できます。ただ当然、把握はしてない部分があります。

ただ、先ほど土曜日の分、当然、勤務されてる方もいらっしゃることは重々わかってます。ただ、今までは統計上なんですけども、出席の部分としては、十一、二%、いわゆる1割強の方が土曜日利用ということで、少なかったということもあるし、それから、土曜日は、夏休みは別ですけども、平日と違って朝からお預かりをしているということで、長時間ということがあったので、これまで、一昨年ぐらいからですか、8時15分から4時15分という8時間という形で預かっているという経過はございます。ただ、今、いろんなお話を伺ったので、それも参考にして、ちょっとデータの部分で、当たってみたいなどはと思いますが、一応、これまでの経過はそういう状況でございます。

・〇〇委員

先ほどの5,000円が高いか安いということ、この前もちょっとあったんですけども、資料の108の金額を見ると、確かに、東久留米市5,000円の状況変わってない。ただ、きょう皆さんの手元にない資料なんですけども、実際の平成24年に、子育て支援部会でやったときの資料があるんですけども、それで見たとときに、確かに、当時でいくと東久留米市が59.7%市が負担しているんですね。要するに一般会計の中で。ほかの市なんか見ますと、例えば、立川市なんかは64.5%とかある。武蔵野市は65.8%とか、そういう部分でも、市が59.7、60%という形で、確かに50%以上、いろいろ頑張っ出ていただいていたんだと。ただ、これに対しての保護者負担率で見ると、例えば、立川市は64.5%を市が負担していますが、保護者の負担率は12.1%だとか、大体、12%から15%なんですけど、東久留米市は、それに対して18%なんですよ、保護者負担が。

ただ、実際、それでほかの市の市の負担する割合と保護者の負担を見たときに、これだと60%近く、市が負担するんですけども、保護者の負担に関してはほかとそんなに変わらない。その負担率で考えた場合には、5,000円が高いか安いというふうに考えると、ちょっと微妙なところがあるわけ。そういう部分で、社会福祉審議会がそういうパーセンテージの部分の適正な部分を考えてくれたときに、多分50%に近い形にしたいということで5,500円になった。出たんだと思っております。これ、できませんでしたけど。

これは、当時は国の補助金とか、そういう部分がなかった時代なものですから、今回のように、国の制度が入った立場からしたときに、新しい枠組みになる中で考えていきたいと思います。といったときに、前回に〇〇委員が言っていたみたいに、3分の1のこういう部分が出てくるんですけども、これに合わせるとこれがどうなってくるかという部分があるんですけど、もしできれば、きょう決めるわけじゃないわけですね、学童の保育の利用料に関しても。この資料の108に関しては、もう一回、市の負担率が何%で保護者負担率が何%、そこの部分もちょっとデータを出していただいた上で、これを見ると、3分の1の市が提案する部分と照らし合わせて、どう考えていこうかということで、参考にできたらいいかなと思うので、これを次回の資料としてお願いしたいということと。やはり、この5,000円から値上げした場合に、やっぱり〇〇委員、ちょっと言っていましたけども、やはり値上げされただけで終わるのではなくて、

そこは、事務局はしっかり子育て施策全般に反映されることを言ってましたけども、学童で値上げされた分に関しては学童の中で反映していただきたいということはこれ、強く、〇〇委員もおっしゃってたように。

・会長

それと、まだ資料の説明と、これからまだ審議のほう残っておりますので、先ほど、いろいろな方か委員からの発言等々、総合的に判断した場合、かなり、いろんな課題なり要望なり残ってますけれども、大方の報告としては、大体意見が整理されたと思えますけども、よろしいですか。

今、出されたデータの次回の整理についてはいかがですか。

・〇〇委員

ちょっとごめんなさいね。これ数字のマジックになってしまうんですよ、統計的に言うとな。パーセンテージで言っちゃうと、絶対数が、例えば4,000円で、市が4,000円分の100%を負担するとなっちゃったら、それはそれで市が100%を負担しているから「すごいね」という話になっちゃうんですよ。

実際にそこにお菓子とか出ているし、最低限、1カ月にかかる絶対数という金額ベースのものを、今、〇〇さんが言った200円で食べて、20日間やったら4,000円かかるとか、例えばですけども、そういう統計で調べるのであれば、そのクロス的な部分でやっていかないと、ただ単にパーセンテージでやると数字のマジックに落ちてしまって、「東久留米は市の負担がこんなに少ないのに」とか、そういうふうな議論になってしまうので、そこは専門家がいらっしゃいますよね。こうやってくれて、理論値とかいうのを調べてくれて、そこをちょっとしっかりと精査していただかないと、議論が並行線になってしまうというふうに思います。

・〇〇委員

反対にパーセンテージはマジックかもしれませんが、僕らからすると、これは補助金の枠組みでマジックだと思います。これに対して、実際どう反映されてくるのかという部分が、やっぱり、利用者のほうにはどう説明されるおつもりなのかと。これ、どこまで理解されるかと思います。

例えばの話ですよ。今回、6,600円でいきますと。ただ、その部分に関しては、例えば、延長保育に検討しときますと。あるいは、土曜日とかの朝の開所時間も早くするようなことも検討しますが、ご了承くださいといたら、説明があるんだっただらば「ああそうなんですか」となりますけども、そこも何もない中で、ただ、こういった部分を示されても、「それは値上げじゃない。国の枠組みの中でこうなったわけですから」というだけで、利用者としては、ちょっと腑に落ちないと思います。

・事務局

まず、数字の話だと、いろんな観点からの数字ってあると思うんですね。それが先ほど〇〇委員も言われた数字のマジック、パーセンテージのことも含めてなんですけ

ど、ただ今回、私どもが学童保育の、子ども・子育て支援の新制度におけます学童保育の利用料を算定するに当たりまして、当然、運営費はこれだけかかっている。一方、国から入ってきているのはこれだけですと。国のほうでは、その運営をするに当たっては、こういった考えで利用者の負担を考えているのは、補助金としてはこれだけ出しますといった中で、それが一般財源からどれだけ投入している、国の補助金として幾ら入ってきている、したがって、今回、6,600円ですよということをお示しさせていただいたんですね。これについては、私どもは、これが適正なあり方の金額だと思っているところです。

後段の部分については。

・事務局

次の議題もありますので、急いでちょっと説明させていただく中で、今回の数字の部分でございますけれども、資料の3でお示した国の基準等の考え方におきましては、あくまで、東久留米市の市立の学童保育所の運営費、これに国の考え方を適応させたものですので、前回の会議でもお示しさせていただいたかと思いますが、各市、学童保育所の運営については、さまざまな運営方法等がある中で、当然、雇用形態や、どんな形での運営をしているかというのは市によって違いがある中で、国の補助金の考え方をそれぞれに適用すると、適正な額が出てくるという額ですので、これをぱっとほかの市と直接比べるということはなかなか難しいのかなというのが、その数字の部分であることをご説明させていただきます。

・会長

よろしいですか。最後のほうはデータだと思うんですね。利用人数だとか。それでよろしいですか。

・事務局

データのほうは直近というか、今、〇〇委員のほうで先ほど、お示しされていた部分は古いデータですので、新しいデータで出せるかどうかは検討してみますが、それと1つはおやつについて、間食費についても、保護者会のほうに直接支払って、そこで賄って、いわゆる、この運営費の中に反映されてない市もあります。中には、保護者会のほうに上がって、保護者会のほうでお菓子を用意してというところも中にはありますので、すべてのものが同一の形で統計がとれているものではないということをご理解いただければと思います。

以上でございます。

・会長

それでは、金額含めてどう考えるかということとか、あるいは、私ども、今回提案された説明についてもどう考えているかということについては答えて、多くの委員から意見が出されて、1つの方向が見えてきていると思いますので。

次に、資料4から11ですか。そうですね。4から11の資料説明でさらに検討を深

めたいと思います。

・事務局

それでは、引き続きまして、次第のほう、2でございますけれども、今度は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料の適正なあり方ということで、事務局より資料をもとにご説明をさせていただきます。

・事務局

それではまず、保育料をシミュレーションした結果を説明する前に、東久留米市がこれまで行ってきた保育所の待機児童解消策、どのようなものを行ってきたのかということについて、資料11に従いましてご説明させていただければと思います。資料は11です。

この資料は、次世代育成支援の行動計画（後期）の計画期間中でありました平成22年度から26年度末までにかけて、東久留米市としてどのような待機児童解消策を講じ、その結果、待機児童がどれだけ増減したのか。また費用的に、一時経費でありますとか、毎年毎年かかってきます経常経費、こういった費用がどれだけ増減したのかを取りまとめた資料であります。

この資料につきましては、少し形は違うんですけど、平成25年度の第1回の子ども・子育て会議にて、簡単に私のほうから説明させていただきましたが、今回、改めまして、今回の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用にかかわります利用者負担の適正なあり方を検討するに当たりまして、諮問の中にあつた斟酌する視点の1つであります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の提供体制、簡単に言えば、保育サービスであるとか幼稚園のサービス、幼児教育サービス等、今後、提供に対して確保していくに伴いまして市が支出する一時的な施設整備の補助でありますとか、経常的な運営負担、こういったことも、視点として、適正な利用者負担のあり方を検討する際には入れていただきたいという諮問がありましたので、そういった面から今回、改めて説明させていただければと思うところです。

まず、資料1枚目の、1ページ目の下段ですね。下段につきましては、先ほど言いました平成22年度から26年度までにおけます一番上が新定義の待機児童数の推移、中段が認可保育所の入所児童数、下段が認可外保育所入所の児童数の推移を取りまとめたものでございます。認可保育所の入所児童数は、22年度から26年度までに200名弱、認可外保育所の入所児童数は50名弱ふえているにもかかわらず、待機児童数は、結果として、若干の減少といったことが、年々の推移で見るとれると思います。

続きまして、裏面ですね。1枚目の裏面の上段が平成22年4月2日から平成23年4月1日までの間に市で行いました待機児童解消策などを取りまとめてございます。この1年の間に、市としましては、101名の枠分の認可保育所の開設や定員拡大などを行いましたが、結果として、待機児童数は前年比で6名しか減らなかったと。101名の枠をつくったんですけど、待機児童数は6名しか減らないという結果でございました。また、この22年4月2日から23年4月1日までの行った1年間の待機児童解消策、101名の待機児童解消策を講じた結果として、一時経費として約2億6,262万円、毎年

かかる経常経費につきましては約 7,650 万円といった支出負担が生じたという結果でございました。

その下段になります。その下段が平成 23 年 4 月 2 日から 24 年 4 月 1 日までの 1 年間の結果であります。この間では 113 名の待機児童解消策を講じましたが、結果として、待機児童数は前年比 3 名しか減りませんでした。あわせまして、この 113 名の待機児童解消策を講じたことによりまして、約 2,158 万円の一時経費、約 2,764 万円の、毎年毎年かかる経常経費の負担が生じたものでございます。

続きまして、2 枚目の表です。上段です。上段の部分につきましては、24 年 4 月 2 日から 25 年 4 月 1 日までの間、どんなことをしたかと言いますと、この 1 年間では、家庭福祉員の開園及び閉園等の異動がありまして、結果として、1 年間で 4 名の待機児童解消策を講じまして、待機児童数自体は前年比で 16 名逆にふえたという結果でございました。なお、運営経費の面では、家庭福祉員の開園、閉園等であるため、さほど大きな金額の影響はなかったもので、この 1 年間に関しては考慮してないものでございます。

その下段になります。その下段が 25 年 4 月 2 日から 26 年 4 月 1 日までの東久留米市が行った児童解消策です。この期間では、87 名の待機児童解消策を実施しまして、結果として、待機児童数は 36 名減りました。

また、87 名の待機児童解消策を講じたため、一時経費については約 2,140 万円の負担が生じたものの、この年には、公立みなみ保育園の民設民営化を行いましたので、理論値ではありますが、いわゆる、公立保育園の 1 人当たりの園児の運営費、また、私立保育園の 1 人当たりの運営費といったところを加味しますと、理論値ではありますが、約 87 名の待機児童解消策したんですが、3,400 万円程度の経常経費は減りました。逆に、民営化することによって経常経費が減額できたものでございます。

続きまして、裏面です。上段が直近の 26 年 4 月 2 日から 27 年 4 月 1 日までの待機児童解消策であります。この 1 年間ですね。昨年度は、またことしの 4 月 1 日には駅前西口のいちご保育園、こちら 27 年 4 月 1 日に開設しましたので、60 名の待機児童解消とおひさま保育室、従前の家庭福祉員 2 人の方が小規模保育事業所化し、定員拡大を 1 名図りましたので、こちら、合計 61 名の待機児童解消策を講じました。これによりまして、経常経費につきましては、約 4,635 万円の負担が生じることとなりました。

結果としてなんですけど、今回、子ども・子育て支援の新制度における待機児童数の算定ではなく、従前の新定義の待機児童数比較で、26 年 4 月 1 日時点と比較しまして、61 名の待機児童解消策を講じたんですが、27 名の待機児童数がふえたという結果になりました。

以上、資料 2 枚目裏面の下段になるんですが、以上、整理しますと、22 年度から 26 年度末までの 5 年間におきまして、東久留米市としては、366 名の枠を確保するといった待機児童解消策を講じてまいりました。その結果としまして、27 年 4 月 1 日時点の新制度前の、従前の新定義の待機児童数は 111 名となっております、22 年度当初と比べますと 366 名、枠拡大したんですが、待機児童自体は 2 名しか減ってないという結果になりました。一方、待機児童解消策、366 名行いましたので、費用的には、一時経費として約 3 億 560 万円の負担とともに、毎年毎年、約 1 億 1,652 万円の経常経費

がふえたと、支出が今後も見込まれていくというところでございます。

こういった点を踏まえまして、もう市としましては、さらなる待機児童解消策や保育サービスの拡充を図るために、なかなか、現下の財政状況下におきましては、今以上の一般財源を投入することは極めて困難であると。その実現に向けては、やはり民間活力を積極的に取り込む必要があると考えているところでございます。

3枚目の表ですかね。3枚目の上段につきましては、ただいま説明いたしました待機児童数でありますとか、私どもの行ってきた待機児童解消策、また、経常経費がどのように伸びていっているという推移をグラフ化したものであります。

5ページ目下段につきましては、参考までに、平成27年4月時点の子ども・子育て支援の新制度におけます新たな定義の待機児童数が87名になりましたでありますとか、後は、認可保育所及び認可外保育所の入所児童数を記載したものでございます。

以上が、資料11に沿いまして、これまで東久留米市における待機児童解消策について説明させていただいたところであります。

先ほど、学童保育のところのご議論いただいた中で、事務局のほうからもちよつと説明させていただきましたが、やはり、待機児童解消策を行っていくことが、私どもとしても重要なミッションの1つであり、ただ、こちらをやっていくに当たっては、一定程度の、やはり市としての費用負担が生じてしまうというのが現実でございます。

続きまして、私のほうからもう1点、資料10をご説明させていただければと思います。資料10につきましては、前回の子ども・子育て会議にて、幼稚園の施設型給付がどのようになっているかというご質問について、次回、お答えさせていただきますということでいただいていた宿題でございます。

詳細につきましては、後ほど読み取りいただければと思うんですけど、まず、表面なんですけど、新制度が始まる前にあっては、上の部分が幼稚園、下の部分が保育園という形の運営費の考え方が、今回、子ども・子育て支援新制度になれば、施設型給付に満3歳児以上も満3歳児未満もなりますよと。

給付にかかわります財政措置、ちょうど真ん中ぐらいですかね、につきましては、私立施設については。国庫負担の国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1で見えますよと。公立施設につきましては、市町村10分の10で、地方交付税措置により一般財源化されていますよという施設給付の考え方でございます。

裏面になります。裏面が左肩が幼稚園の施設給付の考え方でございます。全国統一費用分ですね。国庫負担対象額につきましては、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1と。ちょうど左の箱の真ん中のところですね。こちらにつきましては、全国統一費用はそういった負担になっています。一方、公定価格からの差し引きの地方単独費用分については、市町村と都道府県が1対1で負担していくと。これを公定価格として、利用者負担額を差引いたものを施設給付費として幼稚園のほうにお支払いする。新制度に乗った幼稚園にお支払いするというのが考え方でございます。

一方、保育園につきましては、利用者負担額を除いた部分につきましては、国、都道府県、市町村が2分の1、4分の1、4分の1で負担していくよという資料になってございます。

以上が幼稚園におきます施設給付費の考え方と、その施設給付費の負担割合が、国、

都、市がどのようになっているかという説明になります。

続いて、保育料の、子ども・子育て支援新制度におけます利用者負担の適正なあり方の視点からの保育料のシミュレーションをした結果につきましては、事務局のほうからご説明させていただきます。

・事務局

資料の4番から資料の9までが保育料関係の資料になります。前回の会議におきまして、〇〇委員のほうから、この3月末までの制度改正前のものと、制度改正後の比較がわかるものの資料を出してほしいということがありましたので、それが資料の4と資料の5の比較になります。

この表の見方ですけれども、まず、各階層につきまして、3段構造になっています。例えば、資料4のB2階層を見ていただきますと、一番上の段が第1子の単価額、そこに該当する児童数が28人ということで、これが月の単価になりますので、それを12カ月した金額が33万6,000円という形になっています。2段目につきましては第2子の単価、そして、3段目は第3子以降の多子軽減が該当するということになりますので、単価ゼロ円ということで、こちらを延べの計算をしますと、一番下段ですね。そこに児童数の合計と年額の合計ということになっています。

資料5につきましては、新しい4月からの新制度。市民税の所得割をベースにした条件に基づく、この各階層の4月の分布による人数表になっています。人数がまず、1,756人から1,944人と、かなりふえているんですけども、ここにつきましては、対象の施設が、この新制度に伴いまして、認可保育所以外に認定こども園の2号認定のお子様、それから小規模保育施設、家庭的保育施設に通われている児童の方は、この利用者負担額の基準表に沿って保育料がかかってきますので、人数と金額がふえているような形になっています。

こちらのほうの総合計を児童1人当たりの月額に割り戻した場合に、3月までの金額が月当たり1万7,352円です。一方、4月以降につきましては、1万7,367円ということで、その差額としては15円ですね。月額の1人当たりの15円の差が出ているということになります。

続きまして、資料の6と資料の7が今回の変更案ということで、お示しをさせていただいております。資料6の一番上ですね。利用者負担額月額基準表【案】のところで、今回の変更点を2点書いてあります。

まず、1つ目がD1、D3階層を1号認定とのねじれを解消する対応。続きまして、変更点の2、D3からD9階層の収入に対する負担割合の平均値を出して、その平均値をD10からD16階層に合わせる対応ということになります。こちらを適用したものが資料の7ですね。A3の資料の7をごらんいただきたいと思います。

まず、D列からI列までが3歳以上児の2号認定に係る現行と変更案、それから増減額等を示したものです。J列以降につきましては3歳未満児の保育料ということになっています。変更点の1のD1階層とD3階層の1号認定とのねじれの解消のために、D1階層は月額1,400円の増額、それから、D3階層につきましては1,800円の増額の金額が入っています。一方、3歳未満児のほうにつきましては、1号とのねじ

れ等は該当してこないんですけれども、これは、2号認定を増額することによって、今度、2号認定と3号認定が逆転してしまうということが発生してしまいますので、2号認定で増額した金額と同じ金額を3歳未満児のD1階層とD3階層、同額ですね。1,400円と1,800円の金額を増額したものがこの網かけの欄になっています。

続きまして、変更点の2番目、D3階層からD9階層の収入に対する負担割合の平均値を出して、D10からD16階層を合わせる対応ということで、こちらが下段のほうの網かけの部分になっています。D10階層につきましては、2号認定のところですよと3,100円の増額、一方で、D16階層になりますと、月額4万6,100円の、2万800円の増額ということになります。一方、3歳未満児につきましては、D10階層については、現行の負担割合から逆に平均値が下がる関係で、800円の減額になります。D11階層以降につきましては、1,700円からD16階層の3,800円までの増額の幅ということになっています。

こちらの負担割合の増減の比較をしたものが資料の8と資料の9でございます。現行の3歳以上児につきましては、これまではD3からD9階層までがかなり高く、D10階層以上の負担割合というものが低いような形になっていたものが、変更後になりますと、ほぼ平均的な形のグラフということになります。一方、3歳未満児につきましては、現行がそれほど大きく、D3階層とD10階層以降が差がなかったため、変更案の図につきましても、大きな全体的な増加というような形ということになります。

以上、資料の説明です。

・事務局

最後になります。このようなシミュレーションの結果になりました。先ほど、事務局から説明させましたが、視点としては2点です。

1点目は、1号の利用者負担額と2号の利用者負担額の逆転現象が生じている階層については是正すると。もう1点の視点としては、やはり、D3階層からD9階層までの応能負担割合が、収入に応じて保育料をお支払いいただいている割合が高めなので、その平均値をとって、D10階層以降の応能負担割合を見直したと。

資料を見ていただくとわかるとおり、3歳以上児のD10階層以上については、この考え方でシミュレーションすると、非常に額が上がっていくと。ただ、なぜこのようなことが起こるかといいますと、例えば、3歳以上児のD13階層というのは、前年の給与等の収入金額が1,150万弱程度、D14階層については1,280万程度以下ということで、階層ごとの収入の幅が100万以上あるにもかかわらず、保育料の差が200円しかないので、当然のことながら、応能負担割合がどんどんどんどん下がっていくと。これについて、D3からD9の階層の方々の平均の応能負担割合分だけ、その収入に応じて保育料を計算すればこういった結果になったと。今回につきましては、こういったシミュレーションが、先ほど言った2点の考え方のもとでシミュレーションを行いましたので、今回、資料としてご提示させていただいたところでございます。

後、あわせて、認可外保育施設保護者助成金の考え方なんですけど、こちらにつきましては、資料のほうは、今回用意はしてないんですが、これまでの経緯も踏まえまして、市としては従前、平成25年に予算計上をいたしました認可外保育施設保護

者助成金、1人目の子については月額5,000円、2人目については7,000円というところを基本に考えていければと思っているところでございます。

以上です。

・会長

それでは、子ども・子育て支援新制度における保育所の利用者負担についての適正なあり方について説明が、資料に基づいてありましたけれども、ご質問ございますか。

・〇〇委員

聞き漏らしてたらすみません。もう一度教えていただきたいんですが、資料の6の、例えば3歳以上児（2号認定）の、例えばBの2は1,000円と500円になりますよね。次のCは2,200円と1,100円と2つあるじゃないですか。これは。

・事務局

そこについては、そうですね。1行目が第1子です。

・〇〇委員

わかりました。

・会長

ほかに何かご質問はありますか。

・〇〇委員

先ほどからのご説明だと、このD10からD16の方たちの応能負担の率が、その前の階層の方たちに比べて著しく低いということで、この金額が大体、市民税の関係でいくと、私立幼稚園なんかの就園奨励費のくりに相当似てきていまして、変な話、市民税所得割額が17万1,600円に、いろんな部分が足されますが、いろんな要因が。でも、それを超えると、すべて補助金の対象外というふうになっていく一覧表、平成26年ですけれども、それを考えると、やはり、所得に応じた利用者の負担という観点からすると、同じ保育所にお子さんを預けている保護者同士の方の中でも、また、今の仕事をしていても、育休とかをもらって、2歳、3歳になって、預けようと思ったら預けられないと。そうしたら、幼稚園の預かり保育なりを充実させてもらい、夫婦で、この日はこっちのお父さんが休み、こっちはお母さんが休みというのをやりながら、何とか預ける人たちもいることを考えると、新しい制度というのは、幼稚園も保育園もみんな含む1つの制度になるということなので、やっぱり、なんか値上がり幅、金額、数字だけを言うとね、やっぱりいろいろご意見はあると思いますが、全体を見回すと、適正なのかなと私は思います。

・会長

ありがとうございます。何か、今説明された資料に対する意見があれば、そのほか

でも結構ですけれども、ありますか。

・〇〇委員

ちょっと教えていただきたいだけなんですけども、資料7の一番端っこのほうの保育料の負担割合、3.2からとかいろいろ書いてあるんですけど、これをあえて出す根拠というか、見方というか、ちょっとそのあたりを。

・事務局

一番右の欄をあえて出したのは、やはり今回の視点の2つ目であります各収入におけます保育料の負担割合というのが、各階層どうなっているかということをお知らせたくて今回、このような欄を設けさせてもらったところです。

左肩につきましては、3歳以上の、例えばDの4階層であれば、保育料は改正後で、給与等の収入金額をもととした保育料についての負担割合はこういうふうな数字になっていますというところを見ていただきたいと、こういった欄を設けたものでございます。

・会長

よろしいですか。

・〇〇委員

「×100」にする理由があったんですか。よくわかんないんですけど。パーセンテージで別に構わないんでしょう。

・事務局

そうですね。

・〇〇委員

そこがよくわからない。「×100」にする理由が。

・事務局

すみません。「×100」にした理由は特段。ただ、数値的な比較。

・〇〇委員

要は、各階層ごとにそんなに払う年間負担と収入とのバランスはあんまり違いませんよということを言いたかったということですね、簡単に言うと。

・事務局

そうですね、そのとおりです。それを図式化、グラフ化したのが資料の、変更案であれば9になります。

・会長

いかがですか。

・〇〇委員

正直、案を見てびっくりしているところです。これほどの大幅な案が出てくると思いませんでしたし、ざっと計算しただけでも、例えば、今回、網かけになっている保育料値上げの対象の人たちの人数を見ますと、例えば3歳以上児（2号認定）だと、3歳以上児合計が1,124人になっているけど、546人の方が値上げ対象に入るわけですね、ほぼ半分。半分以上になりますか。546人、1,124人。

・事務局

半分ですね。

・〇〇委員

そうですね。すごく、今までの東久留米の保育料のいろんな検討会とかをやってきた中でも、これだけの値上げのパーセンテージが上がっているというのはちょっとありませんでしたし、やはりあの、確かに、学童の利用料の部分が上がっていたのも同じかと思うんですけども、確かに、市が財政的に厳しい中でも、いろいろ補助を出してきて、それなりに東久留米市としては安い保育料を、全国的に見たら高いと思いますけれども、それでも、まだ、それなりの安い保育料を維持してきたんじゃないかと思いますが、新制度になって、市としては、例えば国の保育料、国のほうに近づけていきたいというふうに考えていらっしゃるのか。やっぱり、子育てとか子ども産んで育てていくに当たって、やっぱり情報としては、どこの市は保育料はどんな感じなんだろう。あるいは、延長保育はしているんだろうとか、一時保育やっているのかな。病後児保育やっているのかな。この辺の施策については、昨年までいろいろ皆さんにお話をしていたところのサービス内容だと思うんですけども、そういう中で、あわせて保育利用料が幾らになるかというのは、本当に大きい部分だと思うんですね。

実際に、消費税が5%から8%に上がって、今後、平成29年度に10%になる。本当にやっぱり、非常に厳しいと思うんですね、皆さん、財政的に、家庭の部分でも。そういうことを考えたときに、本当にこれはどうなのかなと。本当に子育て支援になっているのかなという部分が、率直な感想です。

これは、僕は認めないとかそういうことではないんですけども、先ほど、学童保育料の部分とこれに関しても、例えば、こうやって議会に間に合わない。9月議会とか12月議会とかに出されるかちょっとわからないんですが、いつから、この提案した内容を始めて、それに関しては、例えば平成29年度、10%に上がっても、今のままでいくものなのか、向こう何年間のスパンで考えているのか、その辺、もしあったら教えていただきたいんですけども。

・事務局

まず、国基準の保育料の話、国基準保育料に近づけていきたいのかという考え方な

んですけど、私どもとしては、近づけていきたいというよりは、国基準保育料との差額は、やっぱり一般財源を投入している現実があると。国基準保育料と市の保育料の差額分というのは、それはもう市負担になりますから、市の一般財源を投入していると。一方、やはり待機児童の方々がいらっしゃる事実もあるんですね。実際に、保育園に入りたくても入れない方がいらっしゃるのも事実なんです。

先ほど言ったとおり、待機児童の解消策には一定程度の市の財源負担というのが生じるのも事実です。そういった中で、今回、私どもとしては、まずは、1号と2号の利用者負担の逆転現象の是正と、やはり応能負担割合が各階層によって全然ばらばらなんで、中間所得階層については、一番応能負担割合が高い現実があるので、いわゆる右肩下がりになってる高所得者階層というんですかね。D10階層以降の応能負担割合については是正していきたいといった形でシミュレーションしてこのような結果になりましたという資料をご提示したんですね。まず、ここが1点です。

・〇〇委員

後は、どのような過程で、それで向こう何年間、大体、今まで東久留米市は4年間のスパンで見直し等してきたけれども、今回に関しては、これは4月から1回やっているにもかかわらず、もう今回またやっている。そういう部分で、保護者の中には「この間変えたばかりで、まだ始めて1カ月もたっていないのに、何でも変えるんですか」という率直な意見があるわけですよ。そういった部分で、これが今後、消費税増税がまたある中で、どのようなスパンで考えておられるのかということをお聞きしたい。

・事務局

すみません。失礼しました。まずは、この4月に行った改正というのが、まずイレギュラーだったんですね。これは子ども・子育て支援の新制度の施行に当たって、どうしても法的にやらずにはいられない整理を私どもがやっただけで、これは制度に合わせてやっただけで、これはイレギュラーと。利用者負担の適正なあり方というのは、今ご検討いただいているので、これについては、平成28年度からの適用を目指して、私どもは進めていければと思っていますところです。ですので、スケジュール上は、前回だったか、お示しさせていただいたとおり、7月にこの利用者負担の適正なあり方のご答申をいただけるよう進めていければと考えているところでもあります。その後の改正につきましては、今のところ未定であります。何か決まっていることは特になので、この場では未定と答えさせていただければと思うところです。

・会長

今の説明、いかがですか。

・〇〇委員

例えば、消費税を5%から8%に上がった当初、例えば、市のほうとか、都のほうとか、保育のほうに入ってくる補助金ありましたね。これが、例えば、5%から8%

に3%上がったからといって、補助金のほうに、例えばちょっとふやしたりされてる枠はないわけですよ。例えばですよ、50万円という補助金が今までありました。それが5%のときで、例えばこれが8%になっても50万円のままでの補助金でくるというような感じですよ。

何を言いたいかといいますと、例えば、保育園だと、具体的に給食の食材費、例えば、5%から8%になったら相当な金額が違いますよね。あるいは教材費に関しても同じだと思いますし、そういった部分が、例えば上がった分、補助金に還元されてるのであれば、そのままやりますよという、それは多分ほとんどないと思う、都に関しても国に関しても。そういうところで、例えば、消費税10%になったとき、さらに補助金の中の消費税の率というのはすごく大きいと思うんです。そういういろんな部分もかんがみて、例えば、5%から8%、10%、そういう部分の教材とか、そういう部分も含めて、本当にいろいろ考えたときに、「こういった金額もあるんですよ」という、これはそういう意味合いもありましたか。例えばの話ですけども。

先ほど、待機児童解消の話で出しましたが、運営の部分で、そういった、雇用とかそういった部分も含まれているんですか。

・事務局

利用者負担と保育園の運営費のところなんで、似て非なるところもあるんですけど、まず、今回の子ども・子育て支援の新制度においては、公定価格といった中で単価が示されてますけど、この単価というのは毎年毎年変更になっているので、消費税の増税があったからではなく、毎年の消費者物価指数だったか、何か忘れちゃったけど、そういったものを反映させた単価改定は行われているところでありまして。ですので、そういった単価改定の中で、給食の食材費については3歳未満児は全部、3歳以上児については副食費が見込まれているので、その単価の中でそういった食材の高騰というんですかね、そういったものが加味されているものだと。国のほうから示されている単価の中で加味されているものと、私どもとしては認識しているところがございます。

・会長

はい、どうでしょうか。ほかの委員の方、何かございますか。

・〇〇委員

これもきょう決めるわけじゃなくて、また次回だと思うんだけど、少なくとも、7月にはまとめて答申として出す。やはり、次回、例えば学童保育利用料の部分も、これも含めてだと思うんですけども、大体、決めていくじゃないですか。そういった変更になりますとなったら、変更の周知、いわゆる、利用者にはどういった形でこれをやっていくのかなど。単に、例えば市の広報だとか、そういうところで「変更になりました」というものではないと思うんです。やっぱりここは本当に、市のほうも、しっかり利用者の皆さんに説明していく必要があるんじゃないかなど。ちょっと僕自身は、じゃあ連合会で「何でこういうことになったんですか」と、ちょっと説明の

しょうがないんですね。

今、事務局から出されたこういった部分を、じゃあ、例えば連合会のほうで説明しても、恐らくは納得はされないと思いますし、そこは、これだけ大きな額の値上げになるので、丁寧にちゃんと伝えていく機会を持っていかないと、「答申で決まりましたから」だけでは、納得できないんじゃないかなと。まだ金額が決まってないんだから、こういう話はあれなんだけれども、先の見通しとして、やっぱりこれは東久留米市民であり市税を払っている方々なわけですから、そういった説明責任というの、またあるんじゃないかと思うんですが、そういった部分はどのようにお考えでしょうか。

・事務局

〇〇委員おっしゃられるとおり、私どもとしては、改正になるといえば、当然、利用者の方々に説明責任を負ってますので、そこについては丁寧に行っていこうと考えているところです。ただ、それをどのようにしてやるのかというのはいろいろなことが考えられますので、そこは検討させていただければと。ただ、丁寧に説明をしてまいろうと考えているところです。

・会長

質疑はよろしいですか。これはきょう結論を出す議題ではございませんので、次回も引き続き、さらに皆さんが持ち帰って検討されて意見をいただくと。最終的に、7月ごろに答申としてまとめていただくということになっておりますけれども、ただ、答申がまとまって答申したとしても、その後は、今度は議会のほうで議論するということですね。そこまでは我々、審議の責任がありますので、きょう出された内容とその説明について、この会議できちんと答申までまとめていくかどうかということは、これからのポイントになってくるように思いますけれども。よろしいですか。

それでは、きょうもかなりこの資料、詳しく説明されましたし、皆さんの意見も出されましたので、また引き続き、次回も検討するということにいたしまして、きょう、この第2の議題ですか、これで終了させていただいてよろしいでしょうか。

3 その他

・会長

それでは、次第の3のほうに進んでいきます。

・事務局

次の次第の「その他」に入らせていただきますが、会長におっしゃっていただいたところですが、前段の学童保育所の他市との運営費に係わるパーセンテージの比較なども、できるできないも含めて検討させていただき、また、本日いただきましたいろいろなご意見、これらを踏まえまして、新たな資料等、もし提示するものがあればご提示しながら、本日のご議論いただいた内容を次回継続していただければと思っております。前回もお話しさせていただきましたが、必要な資料等、何か

ございましたら、事務局のほうまでご連絡を頂戴したいと考えているところです。

それでは、次回のこの会議の開催日程について、ご説明をさせていただきますと、会長のご都合と、それから会場の空き状況を踏まえ、現時点では6月23日の火曜日もしくは25日の木曜日、この2つの日程を候補とさせていただきたいと考えております。

以前、お示したスケジュールの案のところでは、6月下旬ということにさせていただいております中、それぞれの事情によりこの日程、6月23日の火曜日と25日の木曜日、この2点を候補とさせていただきたいと思っております。

またあわせて、先ほどお話出しましたけれども、7月の会議に関しましては、スケジュール案でお示した中では7月中旬とさせていただく中、7月、カレンダーで確認しますと、7月13日の週ぐらいになるかなと考えておりますので、そこも、皆さんお忙しい中、恐縮でございますが、ご予定方お願いしたいと思っております。

私からの次回の説明は以上でございます。

・会長

今の説明に対して何かありますか。

・〇〇委員

6月23日と25日、どちらかということについて、今ここで都合を言ってもいいんですか。23日は修学旅行中で、泊まりに行っちゃっていないなど、今思っていたんですけど。

・事務局

そうしましたら、前回同様、ご意見として承り、また、決まり次第、委員の皆様には決定通知、開催通知、こちらをお送りさせていただきたいと思えます。

・〇〇委員

開催通知はいつ。木曜日は会議の日なので、それを動かさなきゃならない。早く。居なくはありませんので、動かしますから。

・事務局

そちらにつきましても、極力早目にするように努めさせていただきます。

・会長

それでは、次回について今、委員の方からも意見を出されましたので、事務局のほうと私と副会長のほうで検討して、最終的にできるだけ早く決めたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに何かございますか。

・〇〇委員

すみません。8月27日をもってこの第1期の任期が終了するという予定が出ているんですけども、第2期があるのかということについて、連合会代表で出ているので、もしそうであれば、そういうことも次の人に引き継ぐことも考えなくちゃいけないので、この子ども・子育て会議はどうなってくるのかという見通しを教えてくださいいいですか。

・事務局

この子ども・子育て会議につきましては、条例の規定上常設でございますので、第2期も予定はさせていただいているところでございますが、具体の詳細については、まだ決まっておられませんので、そういうことが順次進められ次第、ご連絡のほうは、2年前も同じような形でさせていただいた経緯等も踏まえて、させていただきたいと思っておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

・〇〇委員

そうすると、大きな仕事が終わったから、そのメンバーが少なくなるとか、学童連合会にもう声がかからないのか、かかるのか。そうすると、今もちょうど役員が変わるところなんで、組織も変わるので早目に、いきなり来てじゃないけど、見通しがまだ全くゼロなのか、早目にわかれば、次の人をというふうには思っています。

・事務局

まだ、人数等は、それぞれの選出枠から決まっておりますので、そこは変更ないと。また、2年前のときも、まだこの時期には皆さんにご連絡はしてない状況でありますので、今後、それらを検討して必要な手続等を進めさせていただくという内容になります。わかり次第、皆さんと関係の方にはご連絡するような形になるかと思っております。例えば、行政機関の選出2名とか、市内の子育て支援施設を利用する保護者何名とか、そういう形は条例で規定されてますので、変わりません。

・〇〇委員

すみません。保護者の枠が今回、幼稚園、学童、保育園ということになりますと、その内訳はどうなるか、わからない。

・事務局

それについては、具体のことはまだ決まっておられません。

・〇〇委員

本当に次の人、探さなくちゃと思っていて。大変な委員なので、毎回出てこなくちゃいけないので、じゃあまだ決めない方がいいということですね。声がかからない可能性もあるんですね、まだ。

・事務局

まだ決まってないですから。

・〇〇委員

全然わからない。ただ、学童・保育園から1人という形になれば、それはそれでいいのかなとか。じゃあ、早目に内々でも、見通しがあれば声をかけなくちゃいけないので、すみません。教えてください。

・事務局

そのように努めさせていただきます。

4 閉会

・会長

本日の第2回子ども・子育て会議は、皆様の積極的なご議論をいただき、無事に終了することができました。本当にありがとうございました。これで第2回の会議を終了させていただきたいと思います。

以 上